

令和7年厚木市議会第3回会議提出案件一覧表

- 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
- 報告第7号 専決処分の報告について（厚木市市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）
- 議案第42号 動産の取得について

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

ふれあいプラザ熱導管・自営線敷設設計・施工業務（第2期）に係る工事請負契約（令和6年6月24日議決）について、工事材料の価格に変動があったことに伴い、契約金額を変更した。

変更前	447,700,000円
変更後	463,023,000円

2 専決番号

専決第6号

3 専決処分日

令和7年3月31日

令和7年4月22日提出

厚木市長 山口 貴 裕

参考資料

1 工事名

ふれあいプラザ熱導管・自営線敷設設計・施工業務（第2期）

2 工事場所

厚木市金田 1156 番地ほか

3 契約工期

令和6年6月25日から令和8年3月22日まで

4 契約の相手方

東京都大田区羽田旭町11－1
荏原・小島共同企業体
構成員代表者
荏原環境プラント（株）営業第一部
部長 塩原 利康 様

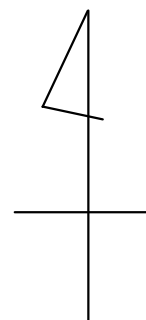
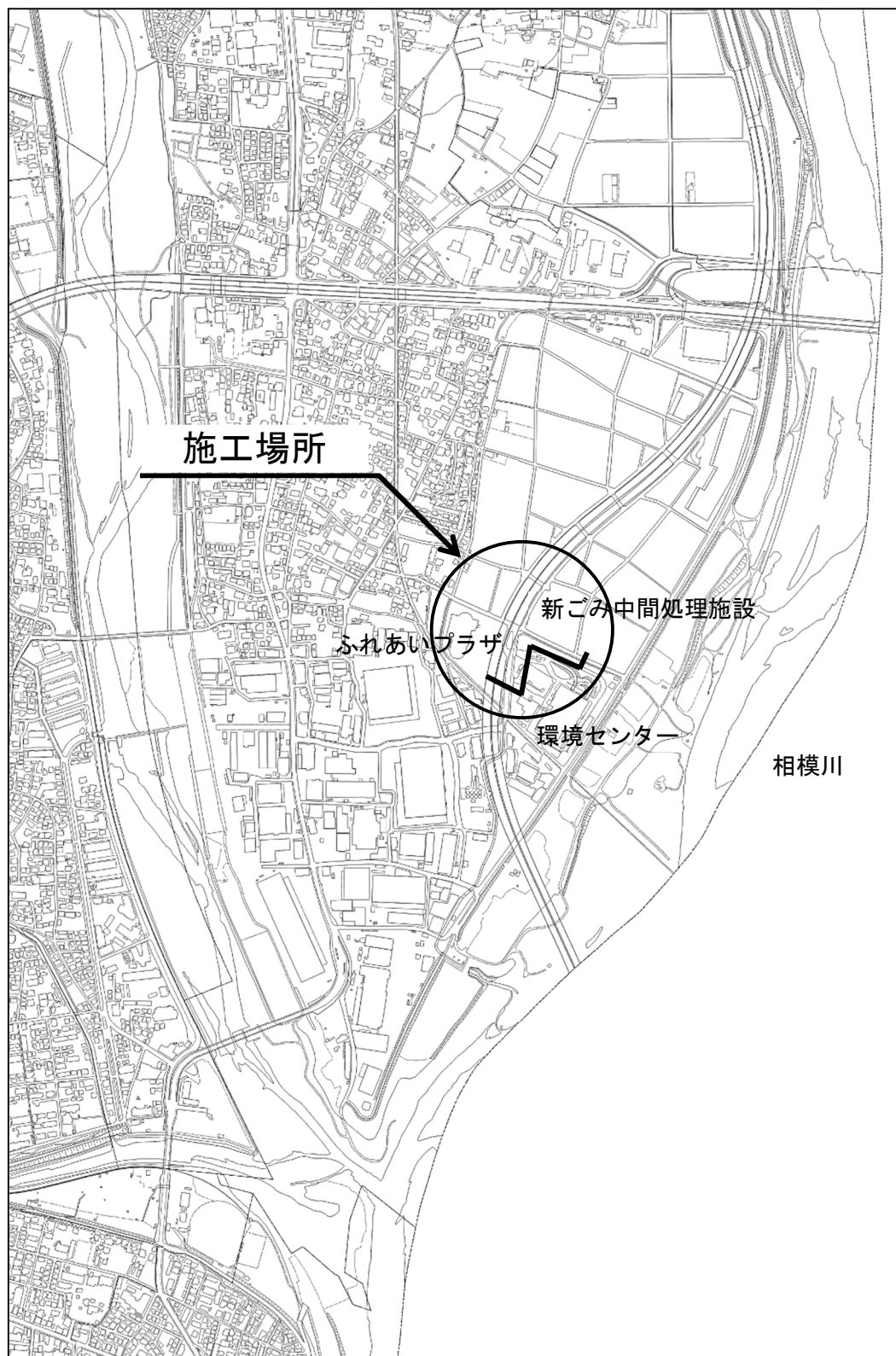
5 変更概要

価格変動があった資材の名称	主要材料
熱導管（HNG管 L=540m）	銅

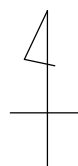
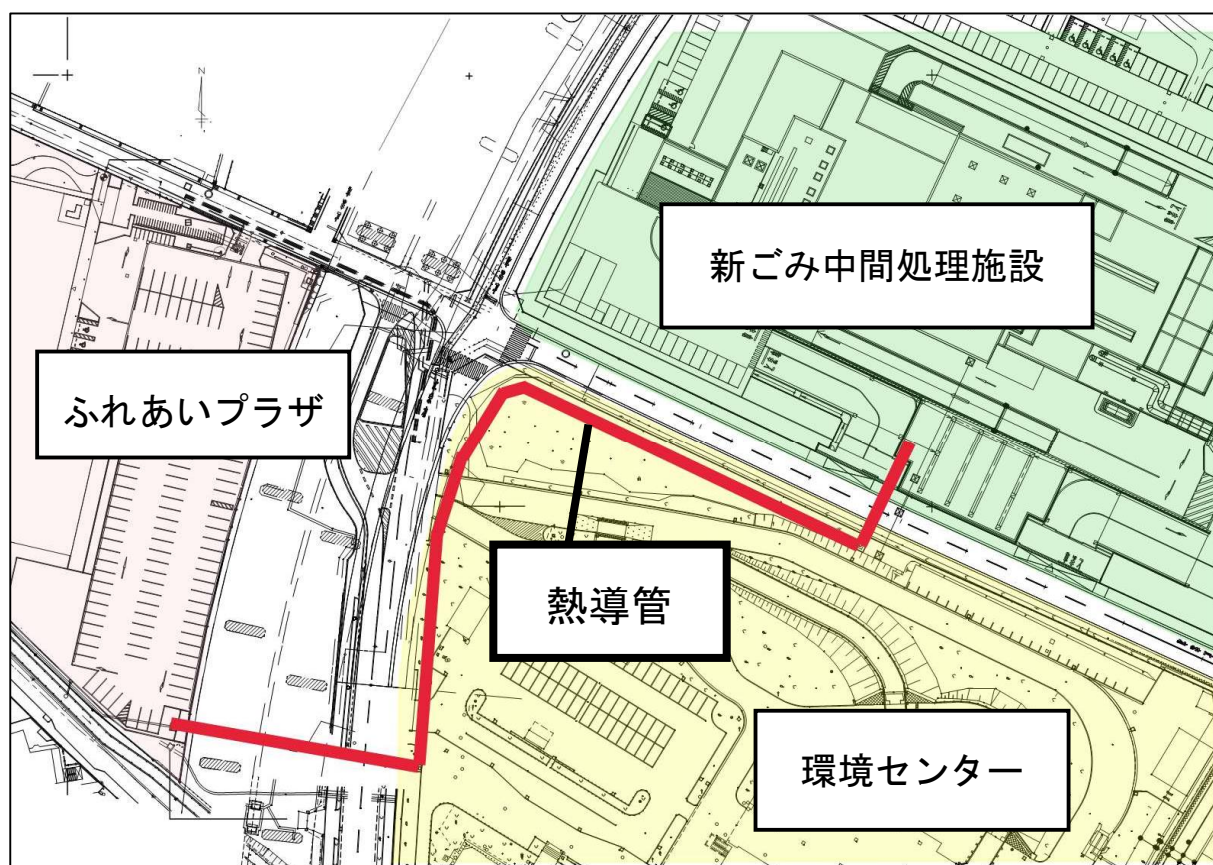
6 変更金額

変更前	447,700,000円
変更後	463,023,000円
増額	15,323,000円

位置図



平面図



報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、厚木市市税条例を改める必要が生じたための同条例の一部改正（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第7号

3 専決処分日

令和7年3月31日

令和7年4月22日提出

厚木市長 山口 貴 裕

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第31条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
(種別割の税率) 第31条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台につき、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)及び(3) 略	(種別割の税率) 第31条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台につき、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)及び(3) 略

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

厚木市立小学校において、教諭が指導中に児童に傷害を負わせた件について、相手方と和解し、及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をした。

2 和解及び損害賠償の相手方

市内在住の児童及び法定代理人

3 損害賠償の額

231,173円

4 和解条項

(1) 本市は、相手方に対し、本事案により生じた損害（令和6年12月10日から令和7年1月16日までの治療関係費、付添費その他全ての損害）の賠償金として、総額231,173円のうち、日本スポーツ振興センターから災害給付金として支給される13,809円及び関係者から立替払されている67,860円を除いた149,504円の支払義務があることを認める。

(2) 本市は、和解が成立した日から30日以内に149,504円を支払う。

(3) 支払は、相手方の指定する金融機関口座への振込みによって行う。

(4) 本市及び相手方は、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、当事者間に一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

5 専決番号

専決第8号

6 専決処分日

令和7年4月10日

令和7年4月22日提出

厚木市長 山口 貴 裕

事案の概要

令和6年12月10日（火）午前8時45分ごろ、市立小学校での授業中、教諭は指示に従わなかった児童に対し、別の場所で説諭するために服の襟をつかみながら移動させ、児童に傷害を与えた。

議案第42号

動産の取得について

次のとおり動産を取得する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する動産 | GIGAスクール端末 |
| 2 | 取得金額 | 869,214,940円 |
| 3 | 契約の相手方 | 神奈川県横浜市中区伊勢佐木町1-4-1
かながわ教育環境整備共同事業体
代表事業者（株）有隣堂
代表取締役社長 松信 健太郎 様 |

令和7年4月22日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 取得する動産の概要

国のGIGAスクール構想において市立小・中学校（36校）に設置する学習用端末

2 取得金額の内訳

番号	区 分	金額（単位：円） ※ 消費税込み
1	Chromebook（18,334台）	792,578,820
2	管理用ライセンス（18,334本）	74,619,380
3	納入経費（配送料）	2,016,740
合 計		869,214,940

3 見積参加者及び結果（見積合わせ執行日：令和7年4月8日）

番号	事業者名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	かながわ教育環境整備共同 事業体	869,214,940円	決定 869,214,940円

※ 予定価格（消費税込み）は、869,214,940円です。

4 仮契約日

令和7年4月8日